

# 専門家があなたの会社に訪問して 無料でアドバイス!!

時間外労働の上限規制  
年次有給休暇の時季指定  
不合理な待遇差の禁止

## 『働き方改革』

具体的には何をしたらいいの？



そんなときは

どこから手を付けたらいいの？

残業を減らしたい！

うちも助成金を使えるの？

有給休暇の取得の進め方は？

不合理な待遇差って何？

専門家（社会保険労務士）が1企業当たり**5回まで**訪問いたします。  
（お申し込みはお電話か裏面の申込書をご利用ください。）

**人材確保・定着につながる魅力ある職場づくりをお手伝いします！**

～『佐賀働き方改革推進支援センター』とは～

佐賀労働局が「佐賀県社会保険労務士会」に委託している中小企業・小規模事業者の皆様方の「働き方改革」の実現を**ワンストップ**・すべて**無料**でサポートする支援機関です。

- ▶ 住所 : 佐賀市川原町8-27 平和会館1F
- ▶ 電話 : 0120-610-464 (フリーダイヤル)
- ▶ メール : [s-kaikaku@saga-hatarakikata.com](mailto:s-kaikaku@saga-hatarakikata.com)
- ▶ 受付時間 : 9:00~17:00 (土日祝日を除く)

詳細はHPへ！



働き方改革全般について、来所・電話・メールなどで様々なご相談を受け付けます！  
セミナーや相談会も開催しています。まずはお気軽にお電話ください。



# 企業訪問支援を活用した取組事例

## 非正規雇用労働者の待遇改善（同一労働同一賃金）

### 【支援前の状況】

非正社員がいるが、同一労働同一賃金への対応が必要かどうか分からない。

### 【訪問支援の概要】

#### 1 回目の訪問

労働者の雇用形態及び就業規則などの現状を一緒にチェックし、労働者の区分ごとに賃金（賞与・各種手当）などすべての待遇を整理。【取組手順書を活用】

#### 2 回目の訪問

賞与に待遇差があったため、待遇差の内容や差を設けている理由を整理。その理由が不合理なものではないかなどをチェック。【ガイドラインを参照】

#### 3 回目～4 回目の訪問

その結果、「不合理ではない」と言い難い理由があったため、非正社員に対する賞与の改善に向けて検討。

#### 5 回目の訪問

非正社員の給与をランク分けし、更に等級ごとに個人評価に対応する賞与額を定めた賃金規程を提案。

### 【支援後の効果】

待遇差があることが判明し、その差を解消することができた。併せて、非正社員のキャリアアップを図った結果、非正社員の仕事の幅が広がり、業務の偏りが解消された。

## 時間外労働の上限規制

### 【支援前の状況】

特定の月に80時間を超える時間外・休日労働が発生しており、上限規制に備えた対応が必要。

### 【訪問支援の概要】

#### 1 回目の訪問

課別・社員別等に時間外労働の実態を調査し、分かりやすい表にしてチェック。

#### 2 回目の訪問

時間外労働が発生する原因等について、社員へのヒアリング等をもとに分析し解決策を協議。

※ 翌年度の上限の目標を設定

#### 3 回目の訪問

課題解決に向けて社員全員が参加する会議に出席し、必要な助言を実施。

#### 4 回目の訪問

管理職へも所定時間内の能率的労働意識向上について助言を行い、併せて、業務手順書や作業マニュアルの作成による仕事の分担、設備投資など（時間外労働等改善助成金の活用等を含む）を提案。

### 【支援後の効果】

作業マニュアル等の作成により業務の応援体制を確立し、併せて、助成金の活用により作業能率を向上に役立つ設備を導入した結果、助成金を活用したうえで、時間外労働の削減を実現した。

◆ 訪問支援ご希望の場合は、下記にご記入のうえ F A X でお送りください。

F A X **0952-26-4107** お申し込みはお電話でも結構です。（0120-610-464 フリーダイヤル）

貴社名		TEL	
所在地			
ご担当者 部署・役職		お名前	
訪問希望日時	令和	年	月 日 時

ご相談内容（該当する項目に✓を御記入ください。）

- 正規・非正規雇用労働者の不合理な待遇差の禁止について
  働き方改革関連法全般について  
 時間外労働の上限規制について
  年次有給休暇の取得について
  助成金について  
 その他 [ ]